

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市世界遺産町並み保存支援事業
補助の区分	事業補助(協調事業補助)
補助の概要	佐渡の世界文化遺産登録の構成要素となる町並みの保存を目的に歴史的建造物の修復及び活用を支援するため、歴史的建造物の修復及び活用に要する経費に対し補助金を交付する。
補助事業者	まちづくり、町並み保存並びに歴史的建造物の修理及び活用を目的とする法人若しくは団体又は個人
補助対象経費	内部改装、外観修復、空家取得、空家活用、賃貸に要する経費
類似補助の有無	無
※類似補助金の統合メニュー化	○同種の補助金の統合検討
補助金額(定額、上限、下限等)	50万～100万 家賃補助1万/月×12ヶ月 ○少額(5万円以下)補助金の理由
※少額補助金は廃止	
補助率等	1/2
※補助率は原則1/2以下(市単独の場合)	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
数値目標等	A 数値化
※数値目標の設定検証	事業採択数5件 建物内外の景観の維持 ○目標に対する費用対効果(計算式) 算出不可 ○目標を数値化できない理由及び他の評価方法 歴史的建造物を適切に保存し、その活用を促進することで空き家や歴史的建造物の解体を抑制し、世界遺産登録候補である町並みの保存と地域の活性化を目的としている。
補助制度開始	平成23年3月28日
見直し時期	平成32年9月30日
補助終期	平成33年3月31日
※サンセット方式の徹底	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法(手段) 事業の実施については指定された本市と協議の上実施することとするため、事前に協議の上、決定する。
事業担当 (担当部署)	世界遺産推進課 調査係
(電話番号)	0259-63-5136